

大田市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例
大田市行政手続条例の一部を改正する条例
大田市部設置条例の一部を改正する条例
大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
大田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
大田市介護保険条例の一部を改正する条例
大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
大田市葬斎場条例の一部を改正する条例
大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例
大田市生活バス運行に関する条例の一部を改正する条例
大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田市火災予防条例の一部を改正する条例
大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田市診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
をここに公布する。

令和8年3月23日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第1号

大田市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

大田市役所の位置を定める条例（平成17年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「大田市大田町大田口1111番地」を「大田市大田町大田イ736番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

大田市条例第2号

大田市行政手続条例の一部を改正する条例

大田市行政手続条例（平成17年大田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「及び第16条」を「及び第4項並びに第16条」に改め、同条後段中「同項」を「同条第4項中「第1項」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の大田市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

大田市条例第3号

大田市部設置条例の一部を改正する条例

大田市部設置条例（平成17年大田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「健康福祉部」を「市民環境福祉部」に、「環境生活部」を「こども未来部」に改める。

第2条の表政策企画部の項第6号を次のように改める。

(6) 国民スポーツ大会に関する事項

第2条の表総務部の項第9号を第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 統計に関する事項

第2条の表健康福祉部の項を次のように改める。

市民環境福祉部

(1) 福祉全般に関する事項（こども未来部の主管に属するものを除く。）

(2) 子育て支援に関する事項（こども未来部の主管に属するものを除く。）

(3) 保健衛生に関する事項（こども未来部の主管に属するものを除く。）

(4) 健康増進に関する事項（こども未来部の主管に属するものを除く。）

(5) 地域医療に関する事項

(6) 介護保険に関する事項

(7) 国民年金に関する事項

(8) 国民健康保険に関する事項

(9) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

(10) 環境保全及び公害対策に関する事項

(11) し尿及びごみの収集処理に関する事項

第2条の表環境生活部の項を次のように改める。

こども未来部

(1) 児童福祉に関する事項

(2) 子育て支援に関する事項

(3) 保健衛生に関する事項

(4) 健康増進に関する事項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大田市条例第4号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(11) 時間外緊急呼出業務

別表第3水道業務の項中「時間外緊急出動 日額 300円」を削り、同表除雪作業の項を削り、同表用地交渉業務の項中「正規の勤務時間外の」を削り、同表衛生処理場業務の項中「時間外緊急出動 日額 300円」を削り、同表に次のように加える。

時間外緊急呼出業務	日額 300円
-----------	---------

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の大田市職員の給与に関する条例の規定は、施行日以後に特殊勤務に従事した職員に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に特殊勤務に従事した職員に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

大田市条例第5号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「法第43条第2項」を「法第43条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大田市条例第6号

大田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年大田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「事業者の職員」を「事業所の職員」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「事業者の職員」を「事業所の職員」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「事業者の職員」を「事業所の職員」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条中「事業者の職員」を「事業所の職員」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大田市条例第7号

大田市介護保険条例の一部を改正する条例

大田市介護保険条例（平成17年大田市条例第120号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 1 1 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第14項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定す

る給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

- 12 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

1 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

1 4 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定について

の第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得

た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

15 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大田市条例第 8 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成 17 年大田市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 9 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 9 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、」に改め、「納付金（以下「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並び

に子ども・子育て支援納付金」に改める。

第12条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第12条の6の2第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第12条の6の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第12条の7第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第12条の12の次に次の6条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第15条の2、第15条の4、第15条の5及び第15条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第15条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付

に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第20条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第12条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額(その額に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額)とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第12条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第12条の17の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第12条の16 削除

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第12条の17 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第12条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の

100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。

）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第12条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の18 第12条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第15条第1項中「第12条の6の3」の次に「若しくは第12条の14」を加え、「定める額、第15条の4第1項(同条第3項)を「定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第15条の4第1項(同条第3項又は第4項)に、「定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第15条の4第4項第1号(同条第6項)を「定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項)に、「第15条の5第1項各号(同条第3項又は第4項)を「第15条の5第1項各号(同条第3項から第5項まで)に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第15条の6第1項に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは第12条の6の3の額若しくは第12条の8の額」を「、第12条の6の3、第12条の8若しくは第12条の14の額」に改め、「第15条の2第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第15条の4の4第1号」を「額、同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第15条の6第1項」に改める。

第15条の2第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世

帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均

等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第12条の17第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第12条の17第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第15条の3中「及び前条第1項」を「、第12条の6の4、第12条の9及び第12条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第15条の4第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の17」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の17第3項」と読み替えるものとする。

第15条の4に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条

の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第5項各号」と、「第12条」とあるのは「第12条の17」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の17第3項」と読み替えるものとする。

第15条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に掲げる場合を除く。」を「第6項に掲げる場合を除く。」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項前段中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項後段中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項後段中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「同項各号イ」を「同項各号ア」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第12条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の17」と読み替えるものとする。

第15条の5に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額

の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第12条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第5項各号」と、第7項中「第12条」とあるのは「第12条の17」と読み替えるものとする。

第15条の5の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第15条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第15条の2第5項、第15条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第12条の17第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条の17第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例第9条の2、第12条の6、第12条の13から第12条の18まで及び第15条から第15条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大田市条例第9号

大田市葬斎場条例の一部を改正する条例

大田市葬斎場条例（平成17年大田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

種別	区分	単位	使用料		
			市内	市外	基準となる者
火葬施設	大人	1体	12,000円	48,000円	死亡者又は死亡届出人
	小人(12歳未満)	1体	6,000円	24,000円	死亡者又は死亡届出人
	死胎	1胎	3,000円	12,000円	死胎の父又は母
	人体の一部	1件	3,000円	12,000円	人体の一部を失った者
	改葬焼骨	1包	3,000円	12,000円	使用者
付属施設	霊安室	1日	3,300円	13,200円	死亡者又は死亡届出人

備考

- 「市内」とは、「基準となる者」が、大田市の住民基本台帳に登録されている場合とする。
- 霊安室の使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

大田市条例第10号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大田市企業立地奨励条例（平成17年大田市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 航空運賃助成金 認定企業が業務に利用する航空運賃に対する助成金をいう。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

助成金の種類	対象者	申請時の増加常用従業員数	助成金の額	限度額	助成対象期間
投資助成金 （製造業）	第4条第3項第2号アに掲げる事業を営む認定企業	3人～4人	投下固定資本額に0.10を乗じて得た額	投資助成金と雇用助成金の合計額 5,000万円	操業開始から3年以内
		5人～6人	投下固定資本額に0.15を乗じて得た額		
		7人～9人	投下固定資本額に0.20を乗じて得た額		
		10人以上	投下固定資本額に0.25を乗じて得た額		
雇用助成金	第4条第3項第2号アに掲	3人以上	規則で定めるところにより算定		

(製造業)	げる事業を営む認定企業		した増加常用従業員数に20万円を乗じて得た額		
雇用助成金	第4条第3項第2号(アを(ソフト産	3人以上	規則で定めるところにより算定した増加常用従業員数に50万円を乗じて得た額	雇用助成金と施設整備助成金の合計額5,000万円	
ト産業・新設)	げる事業を営む認定企業のうち、事業所を新設するもの			(うち、施設整備助成金は500万円)	
施設整備助成金	第4条第3項第2号(アを(ソフト産	3人以上	当該事業の用に供する建物の整備にかかる費用(消費税及び地方消費税相当額は含まない。)に0.5を乗じて得た額		
業・新設)	げる事業を営む認定企業のうち、事業所を新設するもの				
通信回線使用助成金	第4条第3項第2号(アを(ソフト産	3人以上	通信回線(当該事業の用に供された回線数、延長又は容量に係る部分に限る。)の使用料	1年につき1,000万円	助成対象事業開始日から8年以内
業・新設)	げる事業を営む認定企業のうち、事業所				

設)	を新設するもの		及び通信料の額に0.5を乗じて得た額	
家賃等 助成金 ト産 業・新 設)	第4条第3項第2号(アを除く。)に掲げる事業を営む認定企業のうち、事業所を新設するもの	3人以上	当該事業の用に供され、月額又は年額で契約された建物の賃借料及び賃貸契約に明示された共益費の合計額(敷金礼金など入居の際に必要な一時金や共益費のうち使用実績により負担額が確定するもの並びに消費税及び地方消費税相当額は含まない。)に0.5を乗じて得た額	
航空運 賃助成 金(ソ フト産	第4条第3項第2号(アを除く。)に掲げる事業を営	3人以上	業務に用いる航空機の利用に係る運賃(出発又は到着のいずれ	1年につき 200万円 (ただし、 増設又は移

業)	む認定企業		かが出雲空港又は石見空港であるものに限る。消費税及び地方消費税相当額は含まない。)に0.5を乗じて得た額。ただし、申請事業の全部又は一部が、他の補助金等の交付の対象となるときは交付しない。	設の場合、航空運賃助成金と家賃等助成金の合計額200万円)	
雇用助成金(ソフト産業・増設又は移設)	第4条第3項第2号(アを除く。)に掲げる事業を営む認定企業のうち、事業所を増設又は移設するもの	3人以上	規則で定めるところにより算定した増加常用従業員数に50万円を乗じて得た額	雇用助成金と施設整備助成金の合計額5,000万円(うち、施設整備助成金は250万円)	操業開始から3年以上
施設整備助成金(ソフト産業)	第4条第3項第2号(アを除く。)に掲げる事業を営	3人以上	当該事業の用に供する建物の整備にかかる費用(消費税及び地	0万円)	

業・増設又は移設)	む認定企業のうち、事業所を増設又は移設するもの		方消費税相当額は含まない。)に0.25を乗じて得た額		
家賃等助成金 ト産 業・増設又は移設)	第4条第3項第2号(アを除く。)に掲げる事業を営む認定企業のうち、事業所を増設又は移設するもの	3人以上	当該事業の用に供される月額又は年額で契約された建物の賃借料及び賃貸契約に明示された共益費の合計額(敷金礼金など入居の際に必要な一時金や共益費のうち使用実績により負担額が確定するもの並びに消費税及び地方消費税相当額は含まない。)のうち、増設又は移設により増加した面積に相当する金額に0.5を乗じて得た額	1年につき家賃等助成金と航空運賃助成金の合計額20万円	助成対象事業開始日から8年以内

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田市企業立地奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に認定を受けた企業について適用し、同日前に認定を受けた企業については、なお従前の例による。

大田市条例第11号

大田市生活バス運行に関する条例の一部を改正する条例

大田市生活バス運行に関する条例（平成17年大田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「3.5キロメートル」を「3キロメートル」に改める。

別表第1中「

大森線バス普通乗客運賃

大森代官所跡～町並み交流センター前経由～龍源寺間歩入口

(単位:円)

						龍源寺間歩入口
					新切間歩	400
				清水寺前 駐車場	400	400
			下河原吹 屋跡	400	400	400
		銀山口自 治会館前	100	500	500	500
	町並み交 流セン ター前	100	100	500	500	500
	熊谷家住 宅前	100	100	100	500	500
大森代官 所跡	100	100	100	100	500	500

高橋家住宅～石見銀山公園経由～大森代官所跡

(単位:円)

						大森代官 所跡
					大森	400
				石見銀山 公園	400	400
			下河原吹 屋跡	400	400	400
		清水寺前 駐車場	400	400	400	400
	新切間歩	400	400	400	400	400
高橋家住 宅	400	400	400	400	400	400

」を「

大森線バス普通乗客運賃

大森代官所跡～町並み交流センター前経由～龍源寺間歩入口

(単位:円)

							龍源寺 間歩入 口
						新切間 歩	700
					清水寺 前駐車 場	700	700
				下河原 吹屋跡	700	700	700
			銀山口 自治会 館前	200	700	700	700
		町並み 交流セ ンター前	200	200	700	700	700
	熊谷家 住宅前	200	200	200	700	700	700
大森代 官所跡	200	200	200	200	700	700	700

龍源寺間歩入口～石見銀山公園經由～大森代官所跡

(単位:円)

							大森代 官所跡
						大森	700
					石見銀 山公園	700	700
				下河原 吹屋跡	700	700	700
			清水寺 前駐車 場	700	700	700	700
		新切間 歩	700	700	700	700	700
龍源寺 間歩入 口	700	700	700	700	700	700	700

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大田市条例第12号

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例（平成21
年大田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「（第1、第2、第3）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第13号

大田市火災予防条例の一部を改正する条例

大田市火災予防条例（平成17年大田市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14

号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

大田市条例第14号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年大田市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

大田市条例第15号

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

池田地区体育館	大田市三瓶町池田2225番地2
---------	-----------------

」を

「

池田地区体育館	大田市三瓶町池田2225番地2
五十猛地区体育館	大田市五十猛町1518番地
鳥井地区体育館	大田市鳥井町鳥井463番地1

」に、

「

池田地区運動場	大田市三瓶町池田2246番地
---------	----------------

」を

「

池田地区運動場	大田市三瓶町池田2246番地
五十猛地区運動場	大田市五十猛町1518番地
鳥井地区運動場	大田市鳥井町鳥井463番地1

」に

改める。

別表第2中

「

池田地区体育館	300円
---------	------

」を

「

池田地区体育館	300円
五十猛地区体育館	300円

鳥井地区体育館	300円
---------	------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大田市条例第16号

大田市診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第122号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。